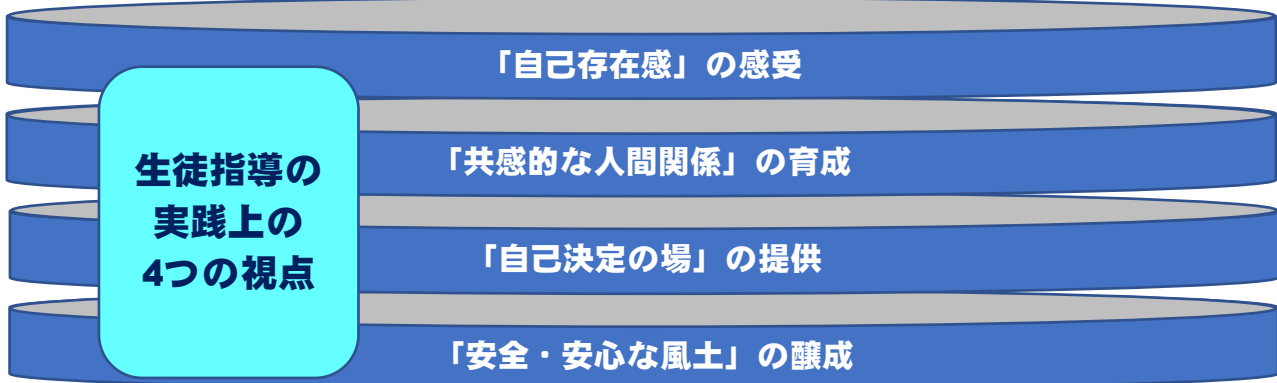


# いじめ防止基本プログラム

～居場所・絆・環境=3つの「づくり」を要にした取組～



児童生徒は、いかなる理由があってもいじめを行ってはならない。



# 清川中学校 いじめ防止基本方針

## 【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

## 次の要件が満たされる場合は、いじめとして対応する

- 1 一定の人間関係にあること（学校外の塾やスポーツ少年団なども含めて）
- 2 心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上のものも含めて）
- 3 行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じていること

※インターネットを通じた誹謗中傷などは、本人が気付かず、心身の苦痛を感じていない場合でも、いじめと同様の対応とする。

## 【いじめの禁止】

児童生徒は、いかなる理由があってもいじめを行ってはならない

## 【いじめの解消】

いじめが「解消している」状態は、次の二つの要件を満たした場合とする。

### その1 いじめに係る行為が止んでいること。

- 心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続している。《相当の期間とは、少なくとも3か月を目安にする。》
- いじめの被害の重大性等から必要な場合にはさらに長期の期間を設定する。

### その2 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

- いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる。
- 苦痛を感じていないことを被害児童生徒本人及び保護者に面談等で確認する。

## 1 基本理念

(いじめ防止対策推進法3条)

○いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

○いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

○いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

## 2 学校及び学校の教職員の責務

(いじめ防止対策推進法8条)

○学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

## 3 いじめ対策のための組織

(1) 名称：学校いじめ対策組織

(2) 構成員：教頭、生徒指導主事、生徒指導部、養護教諭

(学校運営協議会委員、PTA三役、スクールカウンセラー)

(3) 会議：4月(計画会議)、3月(反省会議)、1、2学期末、その他必要に応じて開催する。

学園運営協議会とPTA三役及びSCについては、4月と3月、その他必要に応じて出席を要請する。

(4) その他：校内体制における「いじめ対応チーム(生徒指導委員会)」は、教頭、生徒指導主事、生徒指導部、学級担任、養護教諭(場合によって教科担任や部活動顧問も担当者)とする。

## 4 いじめ発見と防止のための取組

(1) いじめアンケートの実施

いじめの早期発見のために、6月、11月にいじめアンケート、アセスを実施する。

(2) 教育相談体制及び生徒指導交流会の整備

いじめアンケートの実施後等、状況に応じて「教育相談週間」を設定する。実施計画、情報分析や対応策の策定については、生徒指導部が主体となる。

(3) いじめは「どの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」という自覚をもって対処する。

(4) 生徒観察による情報収集

学年所属職員や教科担任、養護教諭等、常に情報収集を心がけ、気になる言動を発見した場合は、生徒指導部に報告する。生徒指導主事はその内容を勘案し、管理職への報告と相談を行う。

(5) 必要に応じて家庭訪問等を実施し、保護者からの情報収集に努める。

(6) 生徒会主体によるいじめ防止プログラムの展開

いじめ防止テーマやいじめ防止強化期間の設定、いじめ防止会議の開催等、生徒の主体的な取組を促す積極的な活動を推進する。

(7) いじめ問題への対応を確実なものとするため、様子を見るというような消極的な応策を払拭する。

(8) アセスを組織的活用し、孤立傾向、疎外傾向のある生徒への支援を積極的に行う。

## 5 いじめ発見後の対応

※「学校いじめ対策組織」を中心として、迅速かつ確実に組織的対応を行う

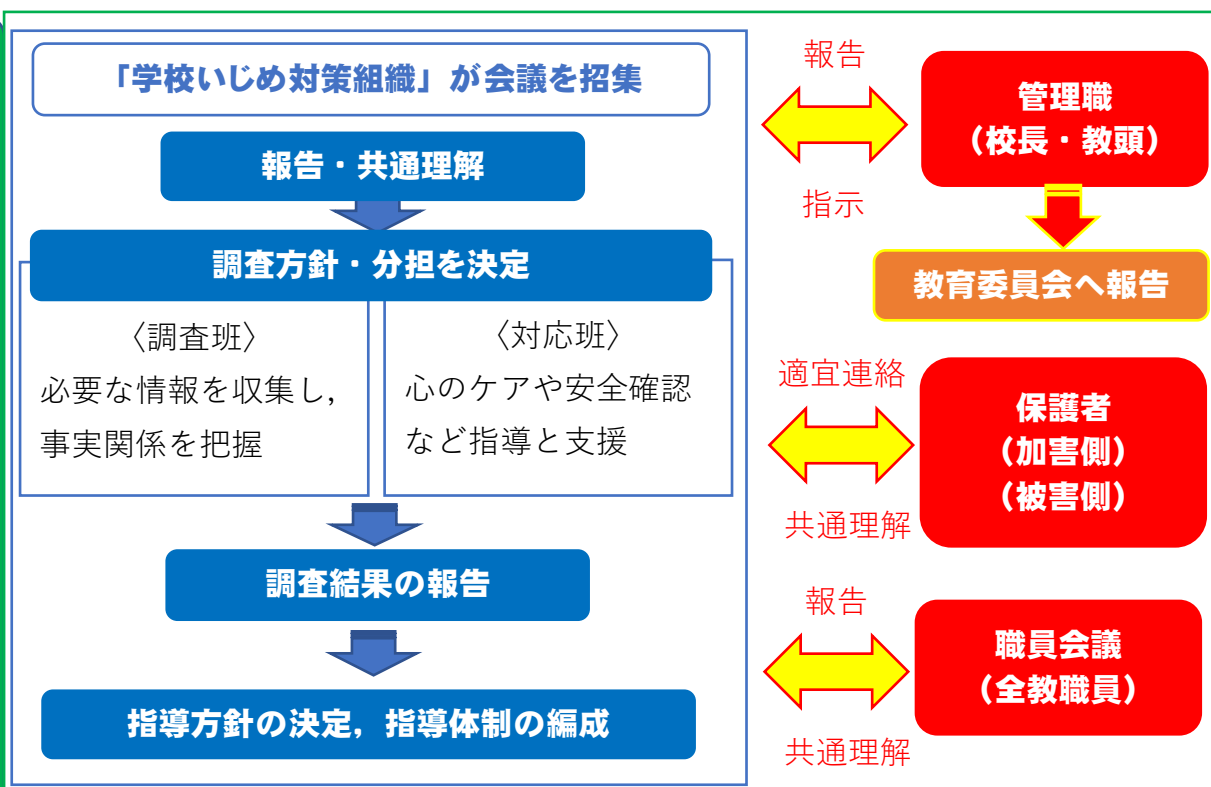
### 発見

- 教職員は、教育活動のあらゆる場面を通して、いじめの発見に努める。
- 発見の方法
  - 日常の観察（チェックシート），アンケート等調査，教育相談，生徒や保護者からの連絡等

### 情報収集

- 発見した教職員は、「生徒指導委員会」に速やかに報告する。
  - 現段階の情報（いつ，どこで，誰が，どのように等）を記録する。
- 把握（記録）する情報例 連絡シート
- 〈時間場所〉 いつ，どこで発生したか
  - 〈関係人物〉 誰が，誰からいじめと疑われる行為を受けているか
  - 〈内容〉 どのような行為を受けたか
  - 〈要因背景〉 動機やきっかけは何か

### 事実確認・方針決定



## 対処

- 「学校いじめ対策組織」を中心に対処プランを策定する。
- 対応班を中心にして、いじめ支援に向けた指導と支援を行う。
- 対処プランに基づき、確実に実行する。
- 教育委員会（帯広市）と連携して対処にあたる。
- 必要に応じて保護者説明会を開催する。
- 外部及び報道機関への対応は、校長（教頭）を窓口に一本化し、公開できる情報を整理し、誠意ある公平な態度を心がける。

## 解消

- 被害児童生徒本人とその保護者に対し実施した面談結果に基づき判断する。なお、必要に応じてスクールカウンセラーを含むなどして、集団で判断する。
- 再発防止に向けて、日常的に注意深く観察を継続する。

## 6 対処マニュアル

## 発見

■児童・生徒や保護者等からのいじめに係る報告・相談を受けたり、いじめと疑われる事案を発見したりした教職員は、生徒指導主事に速やかに、5W1Hで報告する。

### ✓ 連絡シート

- 〈時間場所〉 いつ、どこで発生したか
- 〈関係人物〉 誰が、誰からいじめと疑われる行為を受けているか
- 〈内 容〉 どのような行為を受けたか
- 〈要因背景〉 動機やきっかけは何か

○指導・支援担当の教職員と役割分担

<b>メンバー</b>	教頭，生徒指導主事，生徒指導部，学級担任，養護教諭 (状況に応じ，教科担任，部活動顧問も担当者とする。)
-------------	---

○次の担当を置く

<b>役割分担</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事情聴取・整理・分析・まとめ担当</li> <li>■ 対応策の検討（緊急対策・根本的対策）担当</li> <li>■ 情報共有・調整担当</li> </ul>
-------------	---

**関係機関との  
連携・調整窓口  
…教頭**

○対処プラン策定（モデル）

内容	対応者	対処内容	目処
被害生徒のケア	学級担任 養護教諭	教育相談の実施	
被害生徒の保護者対応	学級担任 教頭	支援計画の説明， 加害児童生徒の 状況報告	
加害生徒の指導・支援	生徒指導主事 学年生徒指導部	いじめの非に気づかせ，謝罪の気持ちを醸成する指導	
加害生徒の保護者対応	学級担任 教頭	指導・支援計画の説明と被害生徒の状況報告	

必要に応じ...**保護者説明会の開催**

○学校としての姿勢や方針の説明

**1 いじめに関する行為が止んでいること**

\* 心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月以上継続していること。

\* いじめの被害の重大性等から必要な場合はさらに長期の期間を設定する。

**2 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと**

\* 苦痛を感じていないことを被害生徒及び保護者に面談で確認すること。

**「学校いじめ対策組織」の協議により，総合的に判断する。**

## 7 いじめ防止のための研修の充実

- (1) いじめの早期発見，対処方法等の習得を目的とした「生徒指導交流会」を年3回開催する。
- (2) 研修講座等，校外の研修会に積極的に参加し，その研修情報の内部提供に努める。
- (3) 指導力向上により生徒理解を深めるため，ミドルリーダーや管理職からの情報提供の機会を充実させる。

## 8 全領域における連携の重視

### (1) 各教科

それぞれの教科においては，生徒指導の機能を生かした取組を基盤とするとともに，言語活動や各種授業形態による活動をとおして他と適切にかかわる能力を高める授業づくりを図る。

### (2) 道徳

特別の教科道徳の時間を要に，教育活動全体を通して，道徳的価値を高め，生徒同士の共感的な関係の育成を図る。

### (3) 特別活動

学級活動を基盤とした集団活動や体験的な活動を通して，よりよい人間関係を築く力や社会性の育成を図る。

### (4) 総合的な学習の時間

探求活動を充実させ，社会の中の多くの人とかかわる中で，社会的視野を広げ，他者理解やかかわる力の育成を図る。

### (5) 生徒会活動

人とかかわりの中で，自分のよさや可能性，役割を果たし貢献する力，他者の個性を尊重する力を育み，いじめの未然防止に向けた自発的な活動を推進する。

## 9 いじめ対策の検証

いじめ対策の取組については、スピード感をもった対応が求められることから、PDCAサイクルにより短期スパンで検証・改善を図る。その役割は、生徒指導部が担う。

## 10 保護者・地域への情報共有

この基本方針は公開するとともに，PTA役員会及び学校運営協議会で報告し，かつ，必要に応じて対応状況について説明する機会を設定し，説明責任・結果責任を果たす。

11 年間プログラム（全教育活動をととして）						
月	内容	① 道徳、総合的な学習の時間、特別活動等の教科・領域等の関連を図ったプログラム	② 子ども会議等の児童会・生徒会活動との関連を図ったプログラム	③ 社会教育（家庭・地域）と連携した体験活動との関連を図ったプログラム	④ （他）道徳教育・人権教育・情報モラル教育等の関連を図ったプログラム	備考
4	始業式		全校集会 生徒会委員会		ネットパトロール 【環】／毎週	生徒指導交流会①
	入学式					
	修学旅行					
5	生徒総会			修学旅行【絆】		生徒指導交流会②
	体育祭		合同運動会【絆】			アセス①
6	市内中体連	手話講座【環】		学校運営協議会①		いじめアンケート①
		教育相談【居】		いじめ防止サミット【環】		教育相談①
7	全十勝中体連		夏祭り集会【絆】	産業体験【絆】		
	終業式		全校課題解決学習【環】			学校評価①
8	始業式	SDGs【絆】				
9	文化祭		全校合唱【絆】			
10	生徒総会		保育実習【居】			いじめアンケート②
	収穫祭		収穫祭【環】			アセスの実施②
11	教育相談	教育相談【居】		いじめ防止標語【環】		教育相談②
	二者面談		スポーツレク集会【絆】	学校運営協議会②		生徒指導交流会③
	三者面談			職場体験【環】	食育授業【居】	
12	終業式		Xmas集会【環】			学校評価②
1	始業式	全教育活動を通して、いじめの未然防止に努める				
2	生徒総会			学校運営協議会③		学校評価③
			エリア・サミット【絆】			学校基本方針の見直し
3	3年生送る会		3年生を送る会【環】	学校運営協議会①		
	卒業式					年間計画の決定
	終業式					



連絡シート

対応した者				
日 時	月	日	時 分～	時 分
相 手			学級	年 組
方 法	見た・聞いた・電話・その他 ( )			

内 容

い つ	
ど こ で	
誰 が	
誰 から	
ど の よ う な こ と	
動 機 ・ き っ か け	
状 況	
そ の 他	

《報・連・相》生徒指導主事へ

# いじめ早期発見のためのチェックリスト

年 組 (記入日) 年 月 日 氏名

## 日常の行動や様子等

(生徒氏名)

- 遅刻・欠席・早退が増えた。 ( )
- 保健室などで過ごす時間が増えた。  
または、すぐに保健室に行きたがる。 ( )
- 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。 ( )
- 教職員の近くにいたがる。 ( )
- 登校時に、体の不調を訴える。 ( )
- 休み時間に一人で過ごすことが多い。 ( )
- 交友関係が変わった。 ( )
- 他の者の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。 ( )
- 表情が暗く（さえず）、元気がない。 ( )
- 視線をそらし、合わそうとしない。 ( )
- 衣服の汚れや擦り傷、傷み等が見られる。 ( )
- 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。 ( )
- 体に擦り傷やあざができてることがある。 ( )
- けがをしている理由を曖昧にする。 ( )

## 授業や給食の様子

(生徒氏名)

- 教室にいつも遅れて入ってくる。 ( )
- 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。 ( )
- 発表したり、ほめられたりすると冷やかしやからかいがある。 ( )
- グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立している。 ( )
- グループを編成すると机を離されたり、避けられたりする。 ( )
- 給食の際に配膳されなかったり、量を減らされたりする。 ( )
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする。 ( )

## 放課後の様子

(生徒氏名)

- 清掃時間に一人だけ離れて清掃している。 ( )
- ゴミ捨てなどいつも人の嫌がる仕事をしている。 ( )
- 一人で下校することが多い。 ( )
- 一人で部活動の準備や後片付けをしている。 ( )
- 部活動を休み始め、急に部活動をやめたいと言い出す。 ( )
- 部活動の話題を避ける。 ( )

# いじめ問題への対応チェックリスト

〈記入日〉 年 月 日 氏名

## いじめの防止や事案対処等のために必要な要件

### 1 教職員集団に関わる要件

- 学校いじめ防止基本方針の内容について教職員の共通理解が図られている。
- 全ての教職員がいじめの定義を理解している。
- 日頃から、教職員が管理職に報告・連絡・相談しやすい環境となっている。
- 全ての教職員が「学校いじめ対策組織」の役割や構成員等を理解している。
- 「学校いじめ対策組織」の会議が定期的に行われている。
- 「学校いじめ対策組織」等が中心となり、計画的にいじめに係る校内研修を実施している。

### 2 いじめの早期発見のための要件

- 児童生徒にとっていじめを訴えやすい環境の中で、いじめの把握のためのアンケート調査が実施されている。
- いじめの把握のためのアンケート調査実施後に、いじめに関係する児童生徒に対する個人面談が確実に実施されている。
- 「けんか」や「ふざけ合い」などを含めていじめが疑われる場合に、複数の教職員が、背景にある事情の調査等を慎重に行い、組織的にいじめに当たるかどうかの判断を行うことを徹底している。

### 3 いじめの事案対処のための要件

- 教職員が把握したいじめを「学校いじめ対策組織」に迅速、かつ正確に報告できる体制となっている。
- いじめが発生した際に、「学校いじめ対策組織」が速やかに開催され、関係者間で情報を共有したり、対処プランを策定したりできる環境となっている。
- 「学校いじめ対策組織」が外部専門家や外部機関と適切に連携できている。
- 全ての教職員が事案対処の流れを理解している。
- 全ての教職員が解消の判断基準を理解している。

### 4 学校いじめ防止基本方針や「学校いじめ対策組織」に関わる要件

- 学校いじめ防止基本方針の内容を見直し、必要に応じて変更している。
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組を、学校評価の評価項目に位置づけ、学校評価の結果を取組の改善に役立てている。
- 学校いじめ防止基本方針を児童生徒、保護者、地域住民等に確実に周知している。
- 「学校いじめ対策組織」がいじめの相談や通報を受ける窓口であることを、児童生徒、保護者、地域住民等に確実に周知している。

# いじめ防止や事案対処等のための取組

〈記入日〉 年 月 日 氏名

## 1 教職員の姿勢等

- 自校の学校いじめ防止基本方針の内容を理解している。
- 法や道の条例に規定されたいじめの定義に基づき、見逃すことなく、いじめの認知に努めようとしている。
- どんな理由であってもいじめは許されないことを理解している。
- いじめの把握のためのアンケート調査実施後は、速やかにいじめの訴え等がないか確認し、必要な児童生徒に対する個人面談を速やかに実施している。
- 児童生徒の顔を見ながら出席確認をしている。
- いつでも、児童生徒からの問いかけに対し、丁寧に対応している。
- 連絡帳や生活ノート等の内容を確認している。
- 授業において、児童生徒一人一人の様子をよく観察している。
- 特定の児童生徒に偏らず、全ての児童生徒に等しく声を掛けている。
- 特定の児童生徒に偏らず、全ての児童生徒に等しく役割などを与えている。
- 児童生徒同士の話し合いの場づくりに努めている。
- 休み時間や清掃時間等は、児童生徒の中に積極的に入り、観察に努めている。

## 2 他の教職員や外部専門家との情報共有

- いじめやいじめと疑われる事案が発生した際の「学校いじめ対策組織」への連絡・報告方法を理解し、速やかに対応している。
- 日頃から管理職や同僚と報告・連絡・相談ができる関係を構築している。
- 児童生徒の話題を日常的に職員室で取り上げるようにしている。
- 様子が気になる児童生徒の情報を教職員間で共有している。
- 養護教諭と積極的に児童生徒の様子等について情報共有している。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどと児童生徒の様子等について情報共有している。

## 3 個々の児童生徒やその保護者の対応

- 児童生徒の発達段階を踏まえて、いじめは絶対に許さない行為であることを計画的に指導している。
- いじめを受けたり、見聞きしたりした場合には、必ず教職員に相談することを指導している。
- 児童生徒一人一人の特性を踏まえた適切な支援や指導を行うようにしている。
- 学級通信や保護者との懇談などを通じ、いじめの防止等に向けた取組について理解を得るようにしている。
- いじめ等の相談を受け付ける窓口を児童生徒や保護者に対し周知している。
- 児童生徒の持ち物や衣服の状況に気を配っている。
- 給食の際の配膳の様子や、食べ残し等に気を配っている。
- 教室の整頓を心がけ、掲示物や机の落書きの有無などに気を配っている。
- 必要な児童生徒の家庭に対し、家庭訪問を実施するなど細やかに連絡をとっている。